

人口減少・少子高齢化の進展と防衛力の人的基盤

— 自衛官募集の現状と防衛態勢への影響を中心に —

今井 和昌

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 自衛官の募集・採用に係る現状
3. 厳しさを増す募集環境と自衛官の確保等に向けた取組
4. おわりに

1. はじめに

我が国の防衛力整備は、国家安全保障に関する基本方針等を示す「国家安全保障戦略」（2013年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）の下、防衛力の役割や自衛隊の具体的な体制の目標水準等を示す「防衛計画の大綱」（以下「防衛大綱」という。）に基づき進められている。防衛大綱の下には、5か年度を対象とする主要装備品の整備数量や各年度の予算編成に伴う防衛関係費の総額等を示す「中期防衛力整備計画」（以下「中期防」という。）が定められ、中期防に基づき各年度の予算編成が行われている。

防衛力はその能力を十全に発揮するためには、装備品等の物的基盤とともに、能力・士気の高い自衛官の確保・育成等により、人的基盤を充実させることが重要となる。自衛隊は、個人の自由意志に基づき入隊するという志願制度の下、自衛官を採用しており、所要の自衛官の員数を確保するためには、他の業種と同様に、広く全国から募集する必要があるが、人口減少と少子高齢化の急速な進展に伴い、自衛官の募集対象人口が減少するなど、自衛官の募集・採用に係る状況は厳しさを増している。

こうした現状を踏まえ、2018年12月18日に国家安全保障会議及び閣議において決定された防衛大綱（以下「現防衛大綱」という。）及び中期防（以下「現中期防」という。）においては、「防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項」として「人的基盤の強化」が掲げられ、より幅広い層から多様かつ優秀な人材を確保するための取組等を行うことなどが明記された。

そこで、本稿では、自衛官の募集・採用に係る現状を概観した上で、自衛官の確保に向

けた取組の現状を紹介することとしたい。なお、肩書はいずれも当時のものである。

2. 自衛官の募集・採用に係る現状

(1) 自衛官の採用計画数と自衛官の定数・実員等との関係

我が国の防衛上必要な自衛官の員数については、現防衛大綱の別表において、陸上自衛隊の編制定数（常備自衛官 151,000 人及び即応予備自衛官 8,000 人）が規定され、また、現中期防においては、同計画期間末の編制定数について、陸上自衛隊の常備自衛官定数はおおむね 151,000 人程度、即応予備自衛官はおおむね 8,000 人程度を目途とすること、海上、航空各自衛隊の常備自衛官定数は、2018 年度末の水準を目途とすることが規定されている（海：約 45,400 人、空：約 46,900 人）。これら自衛官の「定数」（定員とも呼称される）とは、有事の際に戦闘力を発揮するために必要な枠組みを定めるものであり¹、防衛大綱及び中期防に基づく各年度の防衛力整備に際し、予算書及び防衛省設置法第 6 条において、その年度の自衛官の「定数」が規定されることとなる。

他方、自衛官の募集・採用が困難であった昭和 30 年代（1955 年～1964 年）に、予算及び法律に規定された自衛官の定数分の人件・糧食費を予算に計上したとしても、実際の執行が困難であったことから、各年度の予算において、自衛官の定数に対する年間を通じた充足限度を示すものとして「平均充足率（平均人員）」といった概念が導入された²。現在も、自衛官の採用計画数は、財政当局により査定された平均充足率（平均人員）に基づき算出されている。

(2) 募集の概況

自衛官は、将、将補、1 佐、2 佐、3 佐、1 尉、2 尉、3 尉、准尉、曹長、1 曹、2 曹、3 曹、士長、1 士及び 2 士の 16 階級に区分されており（自衛隊法第 32 条）、部隊等の指揮官となる 3 尉以上の自衛官は「幹部自衛官」と呼称されている。このような階級制度を踏まえ、自衛官の募集においては、幹部自衛官を養成する職種に係る採用試験と、曹・士階級の自衛官を養成する職種に係る採用試験が存在する。幹部自衛官を養成する主な職種としては、一般幹部候補生や防衛大学校学生等があり、曹・士階級の自衛官を養成する主な職種としては、一般曹候補生や自衛官候補生等がある。

2018 年度の自衛官等の採用計画数及び採用者数のうち、約 9 割を一般曹候補生と自衛官候補生が占めている（図表 1 参照）。

(3) 一般曹候補生及び自衛官候補生の採用状況

一般曹候補生とは、18 歳以上 33 歳未満の者を対象に、陸、海、空各自衛隊の部隊勤務を通じて、その基幹要員となる曹階級の自衛官を養成する制度である。一般曹候補生とし

¹ 第 80 回国会衆議院内閣委員会議録第 18 号 11 頁（1977. 5. 24）伊藤防衛庁防衛局長答弁、第 107 回国会参議院内閣委員会議録第 3 号 2 頁（1986. 11. 27）西廣防衛庁防衛局長答弁等

² 防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会（防衛省）『防衛力の実効性向上のための構造改革推進に向けたロードマップ』（2011. 8）65 頁、第 198 回国会参議院外交防衛委員会議録第 9 号 2 頁（2019. 4. 18）鈴木防衛省整備計画局長答弁等

て採用されると2士として任官し、2年9か月後以降、選考により3曹へ昇任する（非任期制自衛官）。

自衛官候補生とは、18歳以上33歳未満の者を対象に、第一線部隊の中核となる自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念する制度である。自衛官候補生は所要の教育・訓練を受け、3か月後に2士として任官し、その6か月後に1士に昇任し、その1年後に士長に昇任する。また、陸上要員は1年9か月（一部技術系は2年9か月）、海上・航空要員は2年9か月を1任期として勤務する任期制が採用されている。これは、実力組織である自衛隊の精強性を維持する（恒常的に若年層を確保し、組織の高齢化を回避する）ことを目的としたものである。

一般曹候補生及び自衛官候補生の過去10年の採用状況を見ると、一般曹候補生についてはおおむね所要の採用者数を確保しているが、自衛官候補生については5年連続で採用者数が採用計画数を下回り、最近は2年連続で採用達成率が70%台となっている（図表2及び図表3参照）。

図表1 自衛官等の採用計画数、応募者数及び採用者数（2018年度）

区 分		採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	倍率 (B/C)	採用達成率 (C/A)	
一般幹部候補生 (大卒程度試験、院卒者試験)	陸	約170人	2,161人	171人	12.6%	100.6%	
	海	約80	1,194	61	19.6	76.3	
	空	約55	1,344	57	23.6	103.6	
	合計	約305	4,699	289	16.3	94.8	
曹	技術海曹	海	約40	83	17	4.9	42.5
	技術空曹	空	若干名	0	0	—	—
航空学生	海	約80	792	86	9.2	107.5	
	空	約70	1,955	73	26.8	104.3	
	合計	約150	2,747	159	17.3	106.0	
一般曹候補生	陸	4,200	15,699	4,001	3.9	95.3	
	海	1,250	4,388	1,486	3.0	118.9	
	空	850	7,493	977	7.7	114.9	
	合計	6,300	27,580	6,464	4.3	102.6	
自衛官候補生	陸	6,220	17,784	4,551	3.9	73.2	
	海	1,644	4,785	971	4.9	59.1	
	空	2,018	5,576	1,553	3.6	77.0	
	合計	9,882	28,145	7,075	4.0	71.6	
防衛大学校学生	推薦	人文・社会	約30	152	30	5.1	100.0
		理工	約100	256	102	2.5	102.0
		合計	約130	408	132	3.1	101.5
	総合選抜	人文・社会	約50	128	14	9.1	102.0
		理工		193	37	5.2	
		合計		321	51	6.3	
	一般	人文・社会	約65	5,779	80	72.2	123.1
		理工	約235	7,418	253	29.3	107.7
		合計	約300	13,197	333	39.6	111.0
防衛医科大学校医学科学生		約85	6,113	84	72.8	98.8	
防衛医科大学校看護学科学生		約75	1,905	74	25.7	98.7	
高等工科学校生徒	推薦	約70	152	69	2.2	98.6	
	一般	約260	2,076	277	7.5	106.5	
	合計	約330	2,228	346	6.4	104.8	

(注) 小数第2位を四捨五入。

(出所) 『2019年版防衛白書』、防衛省ホームページ（自衛官募集）、防衛省資料等を基に作成

図表2 一般曹候補生の採用状況（過去10か年度）

2009年度				2010年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	4,200	27,451	2,777	66.1	陸	3,000	31,867	2,946	98.2
海	923	5,957	627	67.9	海	610	6,274	599	98.2
空	900	10,231	772	85.8	空	800	9,766	689	86.1
計	6,023	43,639	4,176	69.3	計	4,410	47,907	4,234	96.0
2011年度				2012年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	2,100	34,768	2,090	99.5	陸	2,100	23,452	2,095	99.8
海	1,000	7,129	970	97.0	海	1,000	4,798	975	97.5
空	700	9,295	774	110.6	空	750	5,873	783	104.4
計	3,800	51,192	3,834	100.9	計	3,850	34,123	3,853	100.1
2013年度				2014年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	2,100	22,415	2,091	99.6	陸	2,100	18,887	2,655	126.4
海	1,000	5,056	972	97.2	海	1,000	4,967	1,001	100.1
空	750	7,063	721	96.1	空	750	7,291	780	104.0
計	3,850	34,534	3,784	98.3	計	3,850	31,145	4,436	115.2
2015年度				2016年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	2,670	13,939	2,638	98.8	陸	2,670	13,485	2,991	112.0
海	1,000	4,183	993	99.3	海	1,300	3,927	1,263	97.2
空	750	6,970	697	92.9	空	750	6,900	757	100.9
計	4,420	25,092	4,328	97.9	計	4,720	24,312	5,011	106.2
2017年度				2018年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	3,000	16,837	2,971	99.0	陸	4,200	15,699	4,001	95.3
海	1,300	3,203	1,300	100.0	海	1,250	4,388	1,486	118.9
空	750	9,111	773	103.1	空	850	7,493	977	114.9
計	5,050	29,151	5,044	99.9	計	6,300	27,580	6,464	102.6

(注) 小数第2位を四捨五入。

(A)～(C)の単位は「人」採用達成率の単位は「%」

図表3 自衛官候補生の採用状況（過去10か年度）

2009年度				2010年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	1,300	14,640	1,119	86.1	陸	3,100	17,309	4,137	133.5
海	796	2,966	637	80.0	海	280	2,467	369	131.8
空	460	3,449	565	122.8	空	670	3,382	674	100.6
計	2,556	21,055	2,321	90.8	計	4,050	23,158	5,180	128.0
2011年度				2012年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	2,825	17,259	2,970	105.1	陸	6,924	24,736	7,650	110.4
海	562	3,321	639	113.7	海	648	4,200	886	136.7
空	660	3,388	700	106.1	空	1,452	5,102	1,427	98.3
計	4,047	23,968	4,309	106.5	計	9,024	34,038	9,963	110.4
2013年度				2014年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	5,839	22,580	6,407	109.7	陸	6,601	21,224	5,948	90.1
海	974	5,055	1,241	127.4	海	694	4,451	789	113.7
空	1,566	5,899	1,540	98.3	空	1,300	5,686	1,502	115.5
計	8,379	33,534	9,188	109.7	計	8,595	31,361	8,239	95.9
2015年度				2016年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	6,080	18,018	5,215	85.8	陸	5,372	18,667	5,164	96.1
海	1,141	4,389	987	86.5	海	1,104	4,804	1,008	91.3
空	1,768	5,730	1,636	92.5	空	1,505	5,596	1,438	95.5
計	8,989	28,137	7,838	87.2	計	7,981	29,067	7,610	95.4
2017年度				2018年度					
採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)	採用計画数 (A)	応募者数 (B)	採用者数 (C)	採用達成率 (C/A)		
陸	6,114	17,768	5,055	82.7	陸	6,220	17,784	4,551	73.2
海	1,458	4,386	944	64.7	海	1,644	4,785	971	59.1
空	1,832	5,356	1,514	82.6	空	2,018	5,576	1,553	77.0
計	9,404	27,510	7,513	79.9	計	9,882	28,145	7,075	71.6

(注) 小数第2位を四捨五入。

(A)～(C)の単位は「人」採用達成率の単位は「%」

(出所) 防衛省資料を基に作成

(4) 自衛官の充足状況、階級・年齢構成

先述のとおり、自衛官の採用計画数は、財政当局により査定された平均充足率（平均人員）に基づき算出されている。この、自衛官の定数（定員）に対する実際の予算上の自衛官の人数は「実員」と呼称されており、過去5年の定数（定員）に対する実員の割合を示す「充足率」については、おおむね92%～93%台で推移している（図表4参照）。

また、任期制自衛官を除く曹階級以上の自衛官の退職日は定年に達した日（誕生日）の翌日と定められており（自衛隊法第45条第1項）、実際に在職している自衛官の人数は年間を通じて変動する。そのため、定数（定員）、実員といった概念のほかに、当該年度末等の特定の時点における自衛官の員数が「現員」として示されることも多い。

図表4 自衛官の定数、実員、現員と充足率の推移（過去5か年度）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
法律上の定数 ①	247,160人	247,154	247,154	247,154	247,154
予算書の定員 ②	247,160人	247,154	247,154	247,154	247,154
予算上の実員 ③	228,943人	229,106	229,302	229,612	230,312
現員（年度末）④	226,742人	227,339	224,422	226,789	226,547
充足率1（③／②）	92.6%	92.7	92.8	92.9	93.2
充足率2（④／②）	91.7%	92.0	90.8	91.8	91.7

（注）小数第2位を四捨五入。

（出所）各年版『防衛白書』、防衛省資料等を基に作成

自衛官の現員数を階層別に見た場合、幹部・曹については、定数（定員）に対する現員の割合（充足率）が90%以上を維持する一方、士については70%前後の充足率にとどまっている³。この理由について、防衛省は、幹部については指揮官・幕僚として、曹については専門的分野における技術者・実務者としての職務の重要性・複雑性や、育成に一定の期間を要するとの観点から高い充足水準が維持されてきた一方、士については比較的短期で養成が可能であるといったことから低い充足水準にとどまっていると説明している⁴。

これに加え、冷戦後の自衛官定数が削減傾向にあった中で、防衛省（庁）においては、熟練性・専門性を重視して幹部・曹の定数を増加させ士の定数を削減してきたとされる⁵。

この結果、若年層から構成される士（特に任期制の士）が減少し、結果として自衛隊全体として年齢構成が高齢化しており、自衛官の平均年齢は過去30年間で約4歳上昇している⁶。

³ 例えば、2018年度末の充足率（現員／定数）は、全体が91.7%であるのに対し、幹部が92.3%、准尉が93.5%、曹が98.9%、士が73.7%となっている（『2019年版防衛白書』533頁）。

⁴ 防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会（防衛省）『防衛力の実効性向上のための構造改革推進に向けたロードマップ』（2011.8）65頁、第102回国会参議院予算委員会会議録第19号10頁（1985.4.2）矢崎防衛庁防衛局長答弁等

⁵ 『2011年版防衛白書』397頁

⁶ 1989年10月末時点の平均年齢は32.1歳、2018年10月末時点の平均年齢は35.9歳である（防衛省資料）。

3. 厳しさを増す募集環境と自衛官の確保等に向けた取組

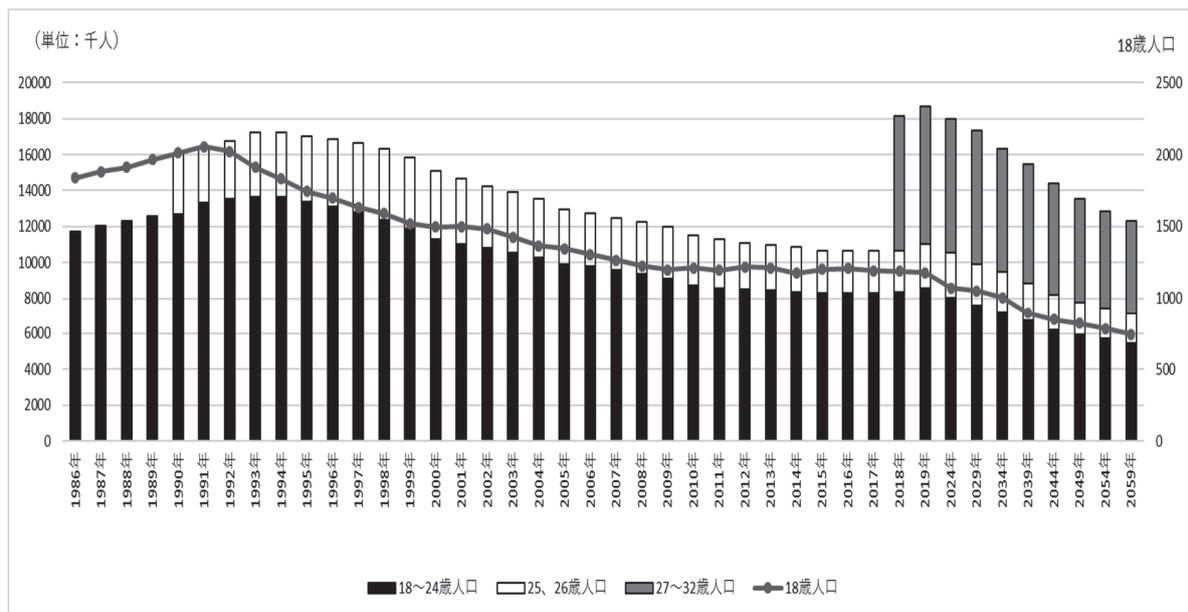
(1) 一般曹候補生及び自衛官候補生の採用上限年齢引上げ

これまで見てきたように、自衛官の募集・採用においては、仮に採用計画数どおりの員数を確保できたとしても、有事所要の自衛官定数（定員）を充足することにはならない。とりわけ、士の現員数が低い充足状況となっており、任期制の士の供給源である自衛官候補生の募集・採用状況は厳しい状況にある。

我が国における少子化の進行による募集対象人口の減少傾向は、今後も継続することが予測され、士のみならず、幹部・曹も含めた自衛官の募集・採用環境は、今後より一層厳しさを増すものと思われる（図表5参照）。

こうした状況を踏まえ、防衛省は、より幅広い層から多様な人材を確保するため、2018年10月に自衛隊法施行規則等の改正を行い、一般曹候補生及び自衛官候補生の採用上限年齢を、それぞれ「27歳未満」から「33歳未満」に引き上げた。これにより、募集対象人口は大きく増加したものの、40年後の2059年には、おおむね2007年の水準まで減少することが見込まれる（図表5参照）。

図表5 募集対象人口等の推移



（注）防衛庁は、1990年度に、2士の採用上限年齢を「25歳未満」から「27歳未満」に引き上げている。

（出所）2018年以前は、各年版『推計人口』（総務省（庁）統計局）に示された10月1日現在の日本人口を基に作成。2019年以降は、国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口 平成29年推計』（2017.7）に示された総人口の推計値を基に作成。

(2) 一般曹候補生及び自衛官候補生の初任給引上げ等

防衛省は、2020年度から、装備品の高度化・複雑化、任務の多様化・国際化などに対応できる知識・技能・経験等を豊富に備えた優秀な人材がこれまで以上に求められる現状を踏まえ、任期制自衛官の質の向上を図るとともに、多様な経歴・能力を有する人材を確保

できるよう、自衛隊法施行規則等の一部改正により、自衛官候補生（任期制自衛官）の採用試験を見直すこととしている。この見直しにより、従来の筆記試験等に加え、保有資格等を加算する仕組みとして、総合的な評価方法（経歴評定）を導入するとともに、筆記試験の学力程度を中学校卒業程度から高校卒業程度に引き上げることとしている。これを念頭に、第200回国会（2019年秋の臨時会）においては、自衛官候補生及び一般曹候補生の初任給引上げを含む防衛省職員給与法の一部改正が行われ、自衛官候補生手当の月額が、現行の133,500円から142,100円に8,600円増額され⁷、また、一般曹候補生（2士）については、現行の169,900円から179,200円に9,300円増額されることとなった（大卒の場合は、現行の181,100円から198,100円に17,000円増額）。河野防衛大臣は、この初任給引上げにより、国家公務員である警察官（皇宮警察官）の初任給（173,400円）と比較しても遜色のない水準となることから、募集上の効果も期待できる旨答弁している⁸。

このほか、防衛省は、2019年4月に自衛隊法施行規則等の改正を行い、自衛官等の採用に係る身体検査基準（身長、体重、視力等）を一部緩和するなど、採用層の拡大に向けた取組を実施している。

（3）定年年齢の引上げ

60歳定年を基本とする将・将補を除く大半の自衛官の退職管理については、部隊の精強性維持の必要性から、階級に応じて53歳（2曹・3曹）から56歳（1佐）を定年年齢とする若年定年制や、第一線部隊の中核とされる士の任期制が採用されている。

軍事技術の進歩や装備品の高度化など、自衛官に専門性が求められる状況を踏まえ、これまで、防衛省（庁）は、知識と経験を有する人材の有効活用という観点と自衛隊の精強性の確保という観点との調和を図りながら、若年定年制自衛官の定年年齢の引上げを行ってきた。現中期防においては、「精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢の引上げを行う」こととされており、防衛省は、同計画期間中（2019年度～2023年度）に定年年齢を1歳引き上げることとしている（図表6参照）。なお、次期中期防期間中においても、定年年齢を1歳引き上げることとしている⁹。

（4）女性自衛官¹⁰の活躍推進

陸上自衛隊においては、その発足時から衛生科（看護職）に限って女性が採用されていたが、1967年度から、直接戦闘職域、戦闘部隊を直接支援する職域、肉体的負荷の大きい

⁷ また、自衛官候補生について、教育訓練を修了し、自衛官として任官する際に支給される自衛官任用一時金（176,000円）についても、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の改定により、221,000円に増額される予定である。

⁸ 第200回国会衆議院安全保障委員会議録第4号4頁（2019.11.5）

⁹ 防衛省「自衛隊法施行令の一部を改正する政令案について」（2019.10）

<<https://www.e-gov.go.jp/publiccomment/>>より取得（2019.12.4最終アクセス）

¹⁰ 2003年4月から、男女共同参画に係る取組として、2001年に設置した「防衛庁男女共同参画推進本部」での検討結果を踏まえ、女性の自衛官を表す場合の呼称として、「婦人自衛官」に代えて「女性自衛官」を用いることとされた（防衛庁編『防衛庁五十年史』325頁）。

図表6 自衛官の階級と定年年齢

階級	【参考】1954年度 (自衛隊発足)	【参考】1984年度 (注1)	現行(注2)	2019年度 【予定】	2020年度 【予定】	2021年度 【予定】
陸・海・空将	58歳	58歳	60歳	60歳	60歳	60歳
陸・海・空将補	55歳	56歳				
1等陸・海・空佐	53歳	55歳	56歳	56歳	57歳	57歳
2等陸・海・空佐	50歳	54歳	55歳	55歳	56歳	56歳
3等陸・海・空佐						
1等陸・海・空尉	48歳	53歳	54歳	55歳	55歳	55歳
2等陸・海・空尉	45歳					
3等陸・海・空尉						
准陸・海・空尉	—(注3)					
陸・海・空曹長	—(注4)	52歳	53歳	53歳	53歳	54歳
1等陸・海・空曹	45歳					
2等陸・海・空曹	40歳					
3等陸・海・空曹						
陸・海・空士長	なし(任期制自衛官)					
1等陸・海・空士						
2等陸・海・空士						

(注1) 1984年度までに、各階級における定年年齢の引上げが順次行われてきたもの。

(注2) 1996年度までに、各階級における定年年齢の引上げが順次行われてきたもの。

統合幕僚長、陸・海・空幕僚長たる将の定年年齢は62歳。

医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務に携わる自衛官の定年年齢は60歳。

(注3) 「准尉」は、1曹の昇任の機会を増加させ、幹部に準じる処遇を与えることにより、勤務意欲の向上を図るとともに、豊富な隊務経験に基づく服務、技能の両面からの指導力を発揮させることを目的として、1970年度に設けられた。

(注4) 「曹長」は、准尉と1曹の間に曹の最上位階級をもって処遇を図ることを目的として、1980年度に設けられた。

(出所) 『防衛庁十年史』、『防衛庁五十年史』、『2019年版防衛白書』等を基に作成

職域を除いた人事管理、教育訓練等の一般職域に女性自衛官を任用することとされた(海・空各自衛隊は1974年度から)¹¹。また、1993年度には、一部の職域を除き¹²、自衛隊の全ての職域を女性自衛官に開放することとされた。その後、段階的に女性自衛官の配置制限が解除された¹³結果、現在までに、母性の保護の観点から女性を配置することのできない陸上自衛隊の特殊武器(化学)防護隊の一部及び坑道中隊を除き、自衛隊における女性自衛官の配置制限は全面的に解除されている。

現中期防においては、「女性自衛官の全自衛官に占める割合の更なる拡大に向け、女性の採用を積極的に行うとともに、女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に係る教育・

¹¹ 防衛庁編『防衛庁五十年史』143～144頁及び173頁

¹² 母性の保護、男女間のプライバシーの保護等を総合的に勘案し、陸上自衛隊については普通科中隊、戦車中隊、偵察隊、化学防護隊等が、海上自衛隊については教育部隊以外の固定翼哨戒機、護衛艦、掃海母艦、回転翼哨戒機(教育及び研究開発用途のものは従来配置制限なし)、輸送艦、潜水艦、ミサイル艇、掃海艦(艇)等が、航空自衛隊については戦闘機、偵察機が、引き続き配置制限の対象とされた。

¹³ 海上自衛隊の教育部隊以外の固定翼哨戒機への配置開放(2006年度)、海上自衛隊の護衛艦、掃海母艦、回転翼哨戒機への配置開放(2008年度)、海上自衛隊の輸送艦への配置開放(2012年度)、航空自衛隊の戦闘機、偵察機への配置開放(2015年度)、海上自衛隊のミサイル艇、掃海艦(艇)、特別警備隊への配置開放(2015年度)、陸上自衛隊の対戦車ヘリコプター隊飛行班、特殊武器(化学)防護隊の一部への配置開放(2015年度)、海上自衛隊の潜水艦への配置開放(2018年度)等。

生活・勤務環境の基盤整備を推進する」こととされている。2018年度末現在の女性自衛官の現員は15,734人（全自衛官現員の約6.9%）であり、防衛省は、2027年度までに全自衛官に占める女性自衛官の割合を9%以上とすることを目標としている。

（５）定年退職した自衛官の再任用

2001年度より、新たな人事施策として、定年で退職した自衛官のうち、退職後も自衛官として働く意欲のある者を選考により採用できるよう、再任用制度が導入された。若年定年制により60歳より前に退職する自衛官については3年を超えない範囲で再任用の任期を定めることができる。任期の更新も可能であるが、65歳を超えての再任用はなされない（自衛隊法第45条の2）。

定年退職した自衛官の再任用制度の導入に際し、1999年6月3日の衆議院安全保障委員会において、自衛隊の精強性に支障が生じない範囲で充実に努めること等を内容とする附帯決議が付された¹⁴。防衛省（庁）は、訓令において、定年退職した自衛官の再任用に係る業務を教育、研究、補給等の比較的体力の要しないものに限定している¹⁵。

現中期防においては、「精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、（中略）再任用の拡大や、自衛隊の専門性の高い分野において部隊等における退職自衛官の技能等の活用を推進する」こととされている。防衛省は、海上自衛隊の護衛艦等へ補給等を行う油槽船等の乗員として再任用された自衛官を勤務させ、現役の自衛官を護衛艦等に配属すること等を検討していると報じられている¹⁶。

（６）自衛官募集事務と地方公共団体との連携

自衛官の募集に関する事務は、各都道府県に置かれている自衛隊地方協力本部が行っている（自衛隊法第24条及び同第29条）。地方協力本部においては、現職自衛官が募集広報官となり、募集対象者の掘り起こしや受験の勧誘等を行っている。

また、自衛隊法第97条第1項において、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と規定されており、同法施行令において、都道府県知事や市町村長が行うものとして、募集期間の告示、応募資格の調査、受験票の交付、試験期日・試験場の告示、広報宣伝等が定められている（第114条～第119条）ほか、同法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されている。これらは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務（国が本来果たすべき役割に係るもの）に区分されている。

防衛大臣は、自衛隊法及び同法施行令の規定に基づき、全ての市町村に対し、募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報）の紙媒体又は電子媒体での提

¹⁴ 第145回国会衆議院安全保障委員会議録第6号15頁（1999.6.3）

¹⁵ 「再任用に関する訓令」（防衛庁訓令第86号）第8条

¹⁶ 「海自艦 OB起用へ」『読売新聞』（2019.5.20）

出を依頼している¹⁷。この4情報は、地方協力本部から募集対象者へのダイレクトメール発送のために用いられるものであるが¹⁸、全体の約6割の自治体が防衛大臣の求めに応じず、4情報を提出していないとされる¹⁹。このため、地方協力本部の職員が4情報を提出していない地方自治体の役所において住民基本台帳を閲覧し、4情報を写筆しているとされる²⁰。住民基本台帳法を所管する石田総務大臣は、市町村長による4情報を提出する方法については、市町村と防衛省との間で定められるものであり、紙媒体等で要求があれば、提出して問題がないとの見解を示している²¹。

4. おわりに

このように、防衛省は、自衛官の採用層の拡大に係る施策等の推進により所要の採用者数を確保するとともに、自衛官の定年年齢の引上げ、女性活躍の推進、定年退職した自衛官の再任用等により既存の人員を有効活用することにより、防衛力の人的基盤の維持・強化を企図している。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、自衛隊の対応が求められる事態は増加・長期化しつつある。こうした中、自衛官の募集環境もまた厳しさを増しており、我が国における人口減少・少子高齢化の進行を踏まえれば、厳しい安全保障環境に対応するための所要の自衛官員数の確保に関しては、今後も厳しい状況が続くことが予想される。また、我が国の防衛に必要な自衛官の定数（定員）に対する充足率は近年92～93%で推移しており、自衛官一人一人の負担も大きくなっているものと思われる。

今後は、先述の自衛官の確保等に向けた取組に加え、艦艇や潜水艦といった優先度の高い部隊を中心に充足率を向上させる、あるいは、部隊の特性に応じ若年層と高年齢層を適切に配置するといった取組を推進する必要があるだろう。また、厳しさを増す安全保障環境に対応することのできる防衛態勢を将来にわたって維持していくためには、現中期防においても示されているとおり、人工知能（AI）の導入、無人航空機（UAV）の整備等の無人化の取組や、新型護衛艦（FFM）や潜水艦等の設計の工夫等の省人化の取組を推進することも重要であるものと思われる。

（いまい かずまさ）

¹⁷ 防衛省は、2003年4月24日付けの事務次官通達「自衛官の募集事務に係る都道府県知事及び市町村長から提供を受ける適齢者情報の取扱いについて（通達）」（防人2第4031号）により、住民基本台帳法第11条第1項の規定において、国の機関が市町村長に対し閲覧を請求することができることとされている事項は、同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（氏名、出生の年月日、男女の別、住所等）に限られていることを踏まえ、提供を受ける募集対象者情報を4情報に限定している。

¹⁸ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号18頁（2019.3.12）岩屋防衛大臣答弁。なお、ダイレクトメールの送付後、4情報は廃棄しているとされる（同19頁、岩屋防衛大臣答弁）。

¹⁹ 第198回国会衆議院予算委員会会議録第6号14頁（2019.2.13）等

²⁰ 第198回国会衆議院予算委員会会議録第6号15頁（2019.2.13）等

²¹ 第198回国会衆議院予算委員会会議録第6号29～30頁（2019.2.13）